



## 「令和3年度大津市新生児等特別定額給付金」申請手続きのご案内



大津市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化している中、感染リスクに不安を抱えながら出産し、子育てをされているご家庭に給付金を支給します。

### ●どの子どもが対象になりますか？（対象となるお子様）

①令和3年4月1日から令和4年3月31日までに生まれ、出生による初めての住民登録が大津市であるお子様。

②令和3年1月2日から令和3年12月31日までに生まれ、令和3年1月2日以降に大津市に転入した世帯に属し、令和4年1月1日時点で大津市に住民登録があるお子様。

※令和2年度に、同給付金の支給対象となった子どもを除く

### ●だれがもらえますか？（支給対象者）

対象となるお子様を養育している母・父等で令和4年1月1日時点において大津市に住民票がある方。ただし、①のうち令和3年4月1日から同年12月31日までに生まれたお子様の母・父等は、令和3年1月1日時点で大津市に住民登録がある方。

### ●給付額

対象のお子様ひとりにつき、10万円です。

### 給付金の申請手続き（基本的な流れ）

1. 大津市から送付する申請書兼請求書に本紙裏面の記載例を参考に必要事項を記入いただき、以下の必要書類を申請書兼請求書の裏面に貼り付けて、同封の返信用封筒にて提出してください。給付金を速やかにお受け取りいただくため、お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

○ 申請・請求者（母・父等）の本人確認書類の写し

○ 申請・請求者（母・父等）名義の振込口座書類の写し

2. 書類を審査のうえ、支給決定通知書をお送りします。

3. 指定の口座に給付金を入金します。

※申請書送付時点で給付金の対象となる方に本通知をお送りしていますが、審査時に対象とならない場合がございます。



### よくあるご質問（こんなときは？）

Q1. いつ頃振り込まれますか？

A1. 申請いただいてから2か月程度の予定です。市からお送りする支給決定通知書に支給予定日を記載します。

Q2. 大津市新生児等特別定額給付金は課税対象になりますか？

A2. 課税対象にはなりません。



### 【お問い合わせ先】

大津市 福祉子ども部 子ども家庭課  
新生児等特別定額給付金担当  
電話 077-528-2801